

A 加賀市における障害児支援体制の現状について

【市内の障害児発達支援指定事業所】

No	運営法人	事業所	定員	事業内容
1	公益社団法人 地域医療振興協会	このゆびとーまれ山中	10名	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
2	社会福祉法人 南陽園	レイクサイド楽	10名	児童発達支援 放課後等デイサービス
3	合同会社 すくすく加賀	すくすくスクール すくすくセカンドフロンティア	10名 10名	児童発達支援 放課後等デイサービス
4	合同会社 グーテライゼ	放課後等デイサービスふれんど	5名	児童発達支援 放課後等デイサービス
5	社会福祉法人 幸徳園	キッズデイサービスゆめのわ	10名	放課後等デイサービス
6	社会福祉法人 松原愛育会	キッズきんじょう	10名	放課後等デイサービス

【障害児通所支援事業の実績と見込】

サービス名	サービス内容	単位	第6期実績			第7期実績+見込		
			R3	R4	R5	R6 実績	R7 見込	R8 見込
児童発達支援 (医療型を含む)	未就学の障がいのある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。	利用者数 (人/月)	8 (11)	7 (13)	7 (15)	7 (9)	(9)	(9)
		利用日数 (日/月)	85	48	63	73 (93)	(93)	(93)
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がいのある子どもであって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行う。	利用者数 (人/月)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	(1)	(1)
		利用日数 (日/月)	0	0	2	2 (2)	(2)	(2)
放課後等デイ サービス	学校就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う。	利用者数 (人/月)	45 (52)	50 (53)	51 (55)	55 (51)	(52)	(53)
		利用日数 (日/月)	768	800	921	1,071 (920)	(943)	(966)
保育所等訪問 支援	障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応に専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行う。	利用者数 (人/月)	3 (2)	0 (3)	0 (4)	1 (5)	(5)	(5)
		利用日数 (日/月)	25	0	0	2 (15)	(15)	(15)

※ 第6期、第7期実績は各年度10月分の値で、第7期見込みは一月当たりの見込み値（以下同じ。）

※ 第6期、第7期実績の、下段の（ ）は計画値（以下同じ。）

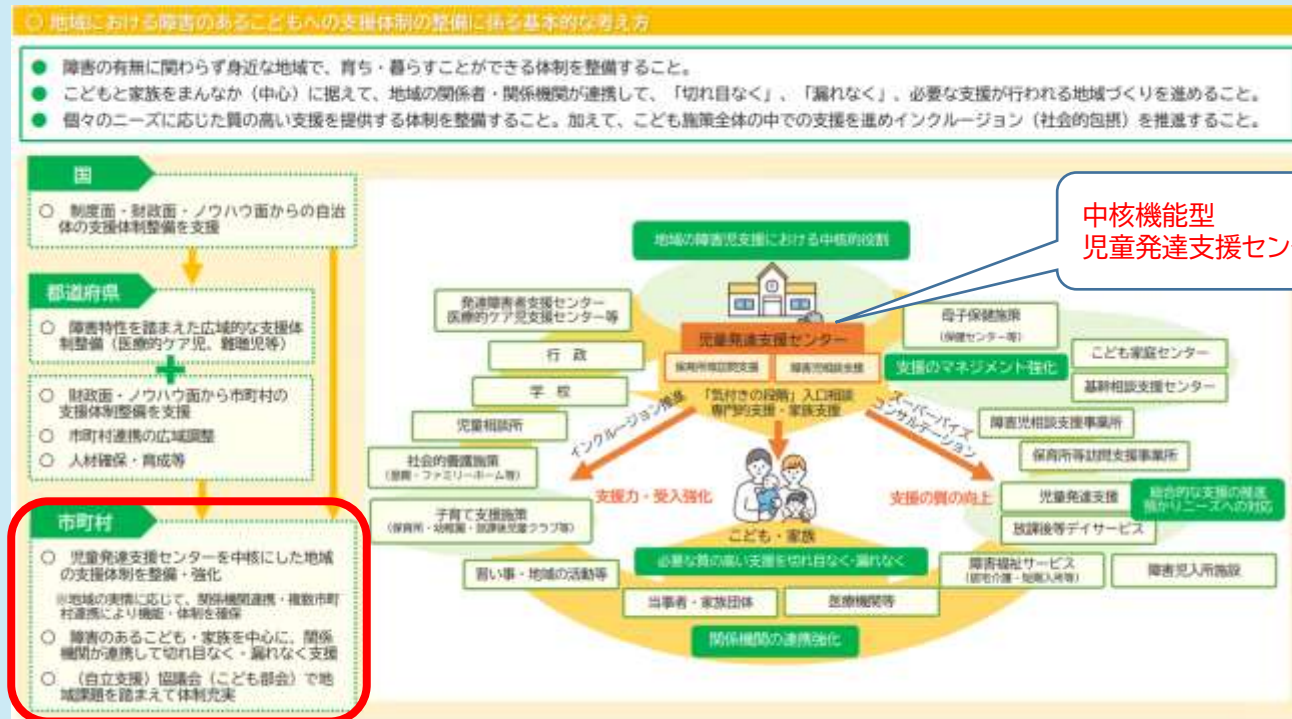
B 地域における児童発達支援センター等を中核とした 障害児支援体制整備について

- 児童福祉法の改正に伴い、中核拠点型の児童発達支援センターが新たに国より示されました。
- 令和6年度の児童発達支援事業の報酬の改定において、中核拠点型の児童発達支援センターが報酬算定できる「中核機能強化加算」が新設されました。

【児童発達支援に関する国の基本的な考え方】

- ① 障がいの有無に関わらず身近な地域で、育ち・暮らすことができる体制を整備すること。
- ② こどもと家族をまんなか（中心）に据えて、地域の関係者・関係機関が連携して、「切れ目なく」、「漏れなく」、必要な支援が行われる地域づくりを進めること。
- ③ 個々のニーズに応じた質の高い支援を提供する体制を整備すること。加えて、こども施策全体の中での支援を進めインクルージョン（社会的包摂）を推進すること。

【イメージ図】 児童発達支援センター、障害児通所支援事業所、市町村、都道府県、国等の機能や関係性（国資料）



C 中核的な役割を担う児童発達支援センター

【児童発達支援センターとは】

【児童福祉法43条（抜粋）】

児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする

【児童発達支援センターの中核的な役割とは】 国資料より

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核機能
- ④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

【児童発達支援センターの中核拠点型と面的整備型】 国資料より

中核拠点型	面的整備型
児童発達支援センターが4つの中核機能を包括的に有し、各機能を発揮していく形	児童発達支援センターを含む地域の様々な機関が連携しながら、地域全体で4つの中核機能を発揮していく形

D 加賀市における障害児支援体制の検討について

- ・市内の指定障害児通所支援事業所の状況把握の「事業者アンケート」を実施
- ・国の指針と加賀市におけるさまざまな現状などを踏まえ、目指すべき児童発達支援センター像の案を作成
- ・じりつ支援協議会や関係部署（こども育成相談センターや子育て応援ステーション）などからの意見を参考にしながら、体制整備に向けた取組みを進めていく